

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

出張時の駐車場利用にかかる留意事項について

このことについて、公務旅行において有料駐車場を利用し、その料金が通常適切と認められない理由により高額となったことから、旅費として支給できない事例が数件発生しています。

つきましては、各学校において注意いただきたい点についてお知らせしますので、下記の内容に留意のうえ適正な事務処理を行うよう、貴管内の学校長及び教職員に周知をお願いします。

記

1 旅行を計画する際の注意点

- ①出発地から目的地又は乗換地までの自家用車使用について、必要性を所属内で精査してください。
- ②必要と判断された場合は、無料駐車場又はできるだけ安価な有料駐車場を利用するようにしてください。
- ③宿泊を伴う旅行の場合は、有料駐車場の利用規約等を十分に確認のうえ利用するようにしてください。

参考：高知くらしの護身術 307 コインパーキング

（高知県文化生活スポーツ部消費生活センターHP掲載）

※類似例として、24 時間を過ぎると料金が加算されるものなどがあります。

2 高知駅「車 de トレイン」駐車場の変更点

令和元年 6 月 1 日から、高知駅「車 de トレイン」駐車場の設置場所及び利用時間が下表のとおり変更となっていますのでお知らせします。

	変更後	備考
設置場所	コーナン高知駅前店屋上	
駐車台数	30 台	変更前は 74 台
利用時間	9：00～21：00	終日利用不可

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906

【参考】

「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて」

(平成 18 年 3 月 29 日 17 高教職第 1370 号 高知県教育長通知)

12 旅行雑費（条例第 20 条関係）

（３）公用車（借上車を含む。）又は自家用車使用の出張時に利用した有料駐車場に係る駐車料金は次の要件をすべて満たしている場合に支給する。

ただし、全ての経費が税金で賄われていることから、その支出が県民の理解が得られるものであるかどうかも考慮すること。

例えば、空港駐車場を利用する際においては、旅行期間が１週間を超える旅行について、駐車料金を支給することは通常適切とは認められないものであること。

ア 用務先又は空港等乗換地で無料の駐車場が利用できない場合であること。

イ 合理的な経路における利用であること。

ウ 領収書が発行される駐車場であること。

エ 領収書に利用日時が記載されていること。

オ 領収書に記載された利用日時が用務時間の前後１時間以内であること。ただし、領収書に記載された利用日時が用務開始時間の１時間以上前であっても、次のいずれかに該当するときは、この要件を満たすものとする。

（ア）長距離旅行のため目的地への到着時間が事前に予見できなかった場合

なお、この場合の「長距離旅行」とは、公署から目的地まで概ね片道２時間以上の運転を要する旅行が該当する。

（イ）台風、降雪等の悪天候のため目的地への到着時間が事前に予見できなかった場合

（ウ）その他旅行命令権者が必要と認めた場合

上記（ア）から（ウ）に該当する場合は、領収書添付台紙の余白に該当する条項番号又は該当理由のいずれかを記載すること。

ただし、上記（ウ）に該当するときに限っては、条項番号と該当理由の両方を記載すること。

日単位の駐車場の場合は、領収書の利用日が命令された旅行期間と同一であること。ただし、高知空港周辺の駐車場に係るものに限り、領収書の利用日が命令された旅行期間を超えている領収書であっても、領収書の貼付台紙に、旅行命令に従った場合の駐車場の利用日、利用日数及び駐車料金並びに領収書の利用日が命令された旅行期間を超えている理由を出張者が申し立て、所属長等が確認することにより、旅行命令に従った場合の駐車料金を支給する。